日本スポーツ振興センター災害共済給付制度について

学校管理下において災害発生があった場合、独立行政法人日本スポーツ振興センターへ 医療費の請求ができます。

- ▶ 治療費の自己負担が、総額1,500円以上の場合が対象です。 (ただし、広島支所での審査により適用にならない場合もあります。)
- ▶ 学校の管理下とは、学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合、学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合、休憩時間中に学校にある場合、その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合、通常の経路及び方法により通学する場合等です。



- ▶ 必要な書類がすべてそろった後、オンラインシステムにより独立行政法人日本スポーツ振興センターへ医療費の請求を行います。
- ▶ 請求審査し決定された給付金については、債権者登録を行った口座に振り込まれます。 振り込み日時・金額についてはお子さんを通じて文書でお知らせします。

必要な書類

医療費請求の場合、下記の書類を提出してください。(書類は保健室にあります。)

- ① 災害発生時に必ず提出するもの
 - ・「災害報告書」…本人が記入するものです。 事故発生後、<u>一週間以内</u>に記入し、担当教員(部活動顧問・担任等)に確認 してもらい、保健室に提出してください。
 - ・「医療等の状況」…担当医師が記入するものです。 毎月1日までに保健室に提出してください。 病院ごと・月毎に書類を提出してください。



- ② 必要に応じて提出するもの
 - ・「債権者登録票」…保護者が記入します。
 - 「調剤報酬明細書」…調剤薬局で薬品を購入した場合に必要になります。
 - ・「治療用装具・生血明細書」…必要になった場合はお知らせください。 医師と保護者が記入する書類です。
 - ・「高額療養状況の届」…保護者が記入します。

【診療報酬請求が7000点以上場合】に必要です。